

○消防用設備等認定手数料規程

〔 昭和51年 6 月 1 日 〕
〔 消安七規程第 4 号 〕

改正 昭和51年10月 1 日消安七規程第 8 号
昭和52年12月 1 日消安七規程第 4 号
昭和52年12月20日消安七規程第 5 号
昭和53年 8 月20日消安七規程第 7 号
昭和54年 7 月28日消安七規程第 6 号
昭和55年 7 月10日消安七規程第 7 号
昭和57年 7 月15日消安七規程第 2 号
昭和60年 8 月 1 日消安七規程第 4 号
昭和61年 6 月 2 日消安七規程第 5 号
昭和62年 4 月 1 日消安七規程第 5 号
昭和62年 9 月 1 日消安七規程第 7 号
昭和63年 5 月10日消安七規程第 4 号
昭和63年10月 6 日消安七規程第 6 号
平成元年 6 月30日消安七規程第11号
平成元年12月22日消安七規程第16号
平成 3 年 3 月18日消安七規程第 1 号
平成 3 年 4 月22日消安七規程第 5 号
平成 4 年 4 月 1 日消安七規程第 6 号
平成 4 年10月20日消安七規程第24号
平成 5 年10月 1 日消安七規程第29号
平成 6 年10月 1 日消安七規程第10号
平成 7 年 5 月18日消安七規程第 8 号
平成 7 年 6 月30日消安七規程第10号
平成 8 年 3 月26日消安七規程第 6 号
平成 8 年 8 月19日消安七規程第17号
平成10年10月 1 日消安七規程第14号
平成13年 2 月 1 日消安七規程第21号
平成13年 4 月25日消安七規程第12号
平成16年 6 月 1 日消安七規程第15号
平成18年 3 月 1 日消安七規程第 5 号
平成21年 4 月 1 日消安七規程第 3 号
平成21年11月20日消安七規程第16号
平成24年 7 月 9 日消安七規程第19号
平成26年 2 月24日消安七規程第 4 号
平成28年 1 月30日消安七規程第 3 号
平成31年 1 月11日消安七規程第 1 号
令和 2 年 1 月 7 日消安七規程第 1 号
令和 2 年10月 2 日消安七規程第13号

第1条 消防防災の用に供する設備等認定規程（平成13年消安セ規程第10号。以下「認定規程」という。）第23条に定める手数料は、この規程の定めるところによる。

第2条 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具（以下「設備等」という。）の型式認定手数料は、型式認定を受けようとする者がISO 9001（JIS Q 9001、以下同じ。）の認証を取得している場合にあつては、1件につき242,700円（消費税別、以下同じ。）、ISO 9001の認証を取得していない場合にあつては、1件につき、250,000円とする。

ただし、型式認定試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに100,000円を加算することとし、総合操作盤の型式認定手数料は、600,000円とする。

2 型式変更認定手数料及び性能確認試験手数料は、1件につき125,000円とする。

ただし、型式変更認定試験又は性能確認試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに100,000円加算することとする。

3 型式認定の更新手数料は、1件につき8,000円とする。

ただし、試験を伴うものにあつては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。

4 個別認定手数料は、別表のとおりとする。

5 再審査手数料及び補正試験手数料は、前各項に掲げる手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。

6 型式認定、型式変更認定、性能確認、個別認定、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあつては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。

第3条 手数料は、申請時に納付するものとする。

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和52年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和52年12月20日から実施する。

附 則

この規程は、昭和53年8月20日から実施する。

附 則

この規程は、昭和55年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和55年7月10日から実施する。

附 則

この規程は、昭和57年7月15日から実施する。

附 則

この規程は、昭和60年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和62年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和63年5月10日から実施する。

附 則

この規程は、昭和63年10月6日から実施する。

附 則

この規程は、平成元年6月30日から実施する。

附 則

この規程は、平成2年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年4月22日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年10月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成5年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年5月18日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 平成8年3月31日において現に認定されている非常通報装置を平成9年3月31日までの間に火災通報装置として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を7,000円とする。
- 3 平成9年3月31日までの間に非常通報装置の個別認定を申請する際の個別認定手数料は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成8年8月19日から実施する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年2月1日から実施する。
- 2 平成13年2月1日消安セ規程第1号附則第2項及び第4項の規定により認定を行う場合には、なお従前の例による。
- 3 平成13年2月1日消安セ規程第1号による改正前の消防防災の用に供する設備等認定規程により型式認定を受けた設備等を、改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月25日から実施する。
- 2 この規程による改正前の消防用設備等認定規程により型式認定を受けた設備等について改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から実施する。
- 2 基本型総合操作版評価手数料規程（平成9年消安セ規程第13号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 この規程実施の際、消防防災用設備機器性能評定規程により性能評定されている蓄光式避難標識を蓄光式誘導標識又は高輝度蓄光式誘導標識として型式認定を申請する場合は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 平成21年4月1日消安セ規程第5号による改正前の消防防災用設備機器性能評定規程により型式評定を受けた設備機器を、平成21年4月1日消安セ規程第2号による改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年2月13日から実施する。

附 則

この規程は、平成31年1月11日から実施する。

附 則

この規程は、令和2年1月7日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、消防庁長官によるスプリンクラー設備等の送水口の登録を受けた日から実施する。
- 2 消防庁長官によるスプリンクラー設備等の送水口の登録を受けた日において、現に（一社）日本消防放水器具工業会から認定されているスプリンクラー設備等の送水口を令和3年3月31日までの間に認定規程に定めるスプリンクラー設備等の送水口として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を8,000円とする。

別 表

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具個別認定手数料

その1 屋内消火栓及び連結送水管の放水口

1 個につき 80円

その2 合成樹脂製の管及び管継手

工場組立キット	1 個につき	25円
呼称25A以上	1 個につき	3.5円
呼称20A以下	1 個につき	1.5円

その3 金属製管継手

加圧送水装置用可撓管継手	呼び径 150A以下	1 個につき	400円	
	呼び径 200A以上	1 個につき	1,000円	
絞り加工管継手	呼び径 25×15	1 個につき	5円	
	呼び径 50×32、50×40、65×50	1 個につき	10円	
ヴィクトリック型		1 個につき	20円	
ハウジング型		1 個につき	20円	
溶接チー		1 個につき	15円	
溶接サドル継手		1 個につき	15円	
分岐管ドラム		1 個につき	15円	
伸縮式管継手		1 個につき	20円	
可動式管継手		1 個につき	500円	
		1 個につき	120円	
		1 個につき	20円	
ブッシング		1 個につき	10円	
フレアーフランジ、フレアー加工フランジ		1 個につき	10円	
多口継手		1 個につき	15円	
マジックジョイント		1 個につき	50円	
ねじ込み継手	呼び径 25A～50A	1 個につき	10円	
	呼び径 65A～150A	1 個につき	20円	
スプリンクラー 巻き出し配管	スプリンクラー取付け用	1 個につき	10円	
	可撓管継手	1.5m未満	1 個につき	20円
		1.5m以上3m未満	1 個につき	50円
		3m以上4m未満	1 個につき	80円
		4m以上	1 個につき	150円

スプリンクラー 巻き出し配管	回転式		1個につき	20円
	ユニット型	基本	1個につき	15円
		3m以下	1個につき	80円
		4m以上10m未満	1個につき	150円
		10m以上	1個につき	200円
耐震性可撓管継手			1個につき	600円
免震用可撓管継手		A型	1個につき	1,000円
		B型	1個につき	2,000円
クローザー ジョイント	A型	呼び径 65A	1個につき	700円
		呼び径 80A～300A	1個につき	1,000円
	B型	呼び径 65A	1個につき	560円
		呼び径 80A～300A	1個につき	800円
管端つば出し管継手			1個につき	25円
バーリング加工部材管継手			1個につき	25円
屋内消火栓用可撓管継手		呼び径 25A 以下	1個につき	400円
		呼び径 32A 以上	1個につき	600円
泡消火設備感知配管用可撓管継手		1.5m未満	1個につき	20円
		1.5m以上3m未満	1個につき	50円
		3m以上4m未満	1個につき	80円
		4m以上	1個につき	150円

その4 バルブ類

バタフライ弁（アルミを除く）、 逆止弁、仕切弁、ボール弁	呼び径 32A以下	1個につき	120円
	呼び径 40A～80A	1個につき	160円
	呼び径 100A～150A	1個につき	230円
	呼び径 200A以上	1個につき	540円
バタフライ弁（アルミ）	呼び径 40A～80A	1個につき	100円
	呼び径 100A～150A	1個につき	200円
	呼び径 200A以上	1個につき	500円
定流量弁		1個につき	900円
減圧弁・一次圧力調整弁		1個につき	1,400円
圧力上昇防止装置		1個につき	70円

その5 ポンプを用いる加圧送水装置

基本型	1台につき	2,500円
ユニット1型	1台につき	3,000円
ユニット2型	1台につき	3,500円

ユニット3型	1台につき	4,000円
特定施設水道連結型スプリンクラー設備用	1台につき	2,500円

その6 圧力水槽方式の加圧送水装置 1個につき 10,000円

その7 加圧送水装置の制御盤 1個につき 2,500円

その8 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド 1個につき 50円

その9 不活性ガス消火設備等の音響警報装置

音声装置	1個につき	1,200円
スピーカ、ベル、ブザー、サイレン	1個につき	600円

その10 不活性ガス消火設備等の容器弁

二酸化炭素・ハロン1301・ハロン1211・粉末	1個につき	90円
窒素・IG-55・IG-541・HFC-23・HFC-227ea	1個につき	210円
加圧用ガス容器用	1個につき	90円

その11 不活性ガス消火設備等の放出弁

移動式ホース用	1個につき	70円
呼称50A以上	1個につき	1,100円
呼称40A以下	1個につき	600円

その12 不活性ガス消火設備等の選択弁

呼称50A以上	1個につき	1,700円
呼称40A以下	1個につき	1,000円

その13 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤

1面につき 2,500円

その14 移動式の不活性ガス消火設備等のホース等

1個につき 500円

その15 粉末消火設備の定圧作動装置

1個につき 100円

その16 開放型散水ヘッド

1個につき 30円

その17 パッケージ型消火設備

I型	1個につき	1,200円
II型	1個につき	900円

その18	避難はしご	1個につき	300円
その19	避難ロープ	1個につき	100円
その20	すべり台		
	5階層以下	1基につき	5,800円
	5階層を超え10階層以下	1基につき	16,700円
その21	救助袋		
垂直式	袋本体の長さが10mを超えるもの	1基につき	2,000円
	袋本体の長さが10m以下のもの	1基につき	1,100円
	ハッチ用のもの	1基につき	600円
斜降式	袋本体の長さが15mを超えるもの	1基につき	2,000円
	袋本体の長さが15m以下のもの	1基につき	1,100円
特定一階段用	袋本体の長さが10mを超えるもの	1基につき	2,000円
	袋本体の長さが10m以下のもの	1基につき	1,100円
その22	中輝度蓄光式誘導標識		
	壁用	1個につき	37円
	床用	1個につき	52円
その23	高輝度蓄光式誘導標識		
	壁用	1個につき	80円
	床用	1個につき	120円
	床・壁用	1個につき	120円
その24	火災通報装置	1個につき	2,000円
その25	特定火災通報装置	1個につき	500円
その26	総合操作盤	1台につき	50,000円
その27	パッケージ型自動消火設備		
	パッケージ型自動消火設備Ⅰ型	1個につき	1,500円
	パッケージ型自動消火設備Ⅱ型	1個につき	600円
その28	スプリンクラー設備等の送水口	1個につき	160円